

第 3 2 回 互理町 農業委員会 総会 会議録

1. 会議の日時 令和 2 年 8 月 2 5 日 (火) 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 3 0 分

2. 会議の場所 互理町役場 2 階大会議室

3. 出席者

(1) 農業委員 (1 2 名)

1 番	森	昌	敏	2 番	三戸部	孝	二	5 番	長	田	邦	雄		
6 番	伊	藤	富	敏	7 番	遠	藤	圭	一	8 番	加	藤	正	純
9 番	安	住	政	男	1 1 番	鈴	木	周	吾	1 2 番	齋	藤	憲	一
1 3 番	神	田		昇	1 4 番	武	澤	文	男	1 5 番	佐	伯		健

(2) 農地利用最適化推進委員 (1 5 名)

1 6 番	古	山		眞	1 7 番	菊	地	英	一	1 8 番	齋		広	行
1 9 番	齋	藤	幸	一	2 0 番	渡	邊	善	徳	2 1 番	大	槻	久	美子
2 2 番	齋	藤	勝	市	2 3 番	菊	池	淑	郎	2 4 番	森		敏	夫
2 5 番	南	條	栄	一	2 6 番	千	葉	義	昭	2 7 番	小	野	忠	良
2 8 番	鈴	木	誠	司	2 9 番	三戸部	誠	一	3 0 番	片	平	洋		之

4. 欠席者

(1) 農業委員 (3 名)

3 番	安	住	郁	子	4 番	小	野		稔	1 0 番	佐	藤	利	洋
-----	---	---	---	---	-----	---	---	--	---	-------	---	---	---	---

(2) 農地利用最適化推進委員 (なし)

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について

日程第 3 第 2 号議案 農地転用事業計画変更承認申請書審議について

日程第 4 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について

日程第 5 第 4 号議案 非農地証明願いについて

日程第 6 第 5 号議案 農地法第 3 条の規定による許可書の訂正願いについて

日程第 7 第 6 号議案 令和 2 年度第 5 号互理町農用地利用集積計画 (案) について

6. 事務局

事務局長 山田勝徳、庶務班長 浅井由紀枝

定刻となり、会長あいさつ後、事務局長より出席委員数による総会成立の報告に続き、会議規則第6条の規定により会長が議長となり、第32回亘理町農業委員会総会の開会を宣した。

議長 まず、経過報告について事務局よりお願いします。

事務局長 経過報告については、お配りした資料に記載のとおりでございますので、説明は割愛させていただきますが、8月17日に行われた農業委員会への女性登用促進要請書受理については、議案審議終了後のその他で説明させていただきます。

議長 次回の総会までの日程については、9月17日に亘理と逢隈で地区委員会、9月18日に荒浜と吉田で地区委員会をそれぞれ予定しており、総会は9月28日の予定でございます。

また、既にお知らせしているところですが、9月2日に名取市で市町村農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が開催予定であり、9月8日には水稻作況調査を予定しておりますので、参加予定の委員さんにご留意願います。

なお、3番、安住郁子委員、4番、小野 稔委員、及び10番、佐藤利洋委員より欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。7番遠藤圭一委員については、若干遅れて来るとの連絡がありました。

それでは、審議に入ります。日程第1、議事録署名委員の指名ですが、亘理町農業委員会総会会議規則第20条の規定により、議事録署名委員は議長が指名することになっておりますので、12番、齋藤憲一委員、13番、神田 昇委員を指名いたします。

日程第2。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請書審議についてを議題とします。各地区委員長より説明いただき、審議してまいりますので、よろしく願いいたします。なお、事務局より議案訂正の申出がありましたので、事務局お願いします。

浅井班長 (第4号議案順位2番に係る申請者住所についての訂正を説明)

議長 よろしいでしょうか。それでは、亘理地区副委員長さんより説明をお

願います。

- 1 1 番 (順位 1 番について議案書朗読及び補足説明)
議 長 ありがとうございます。続いて荒浜地区委員長さん願います。
- 1 4 番 (順位 2 番について議案書朗読及び補足説明)
議 長 ありがとうございます。次に吉田地区委員長さん願います。
- 1 番 (順位 3 番から順位 6 番について議案書朗読及び補足説明)
議 長 ありがとうございます。最後に逢隈地区委員長さん願います。
- 6 番 (順位 7 番について議案書朗読及び補足説明)
議 長 ありがとうございます。第 1 号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見がありましたら承ります。なお、ご発言の際は挙手のうえ、議席番号を申し上げて頂くようお願いいたします。
- 1 7 番 順位 3 番と 4 番については、譲受人の経営面積が 2 1 a だが、基本的には 5 0 a 要件あるが、特別な理由があったのかお聞きしたい。
浅井班長 基盤強化法で借りていたが、売買で取得するため合意解約となったが、今回の基盤強化法の手続きで利用権設定するので、5 0 a 要件を満たすものです。
- 議 長 今の回答でよろしいでしょうか。
1 7 番 はい。
議 長 ほかにご質問、ご意見はありませんか。
- 2 2 番 順位 5 番の 1 0 a 価格が 3 9 0 万円とのことだが、間違いはないか、あるいは、特別な事情あるのかお聞きしたい。
- 3 0 番 譲受人が野菜の自家販売でかなりの収益をあげており、その価格で了解しているものです。
議 長 今の回答でよろしいですか。
2 2 番 はい。
議 長 ほかにご質問、ご意見はありませんか。
- (発言なし)
- 議 長 無ければ採決いたします。第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について、許可する事にご異議ありませんか。
- (異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請書審議については、許可することに決定します。
日程第 3、第 2 号議案、農地転用事業計画変更承認申請書審議につい

てを議題とします。地区委員長さんより説明頂き、審議してまいりますので、よろしくお願ひいたします。それでは、荒浜地区委員長さんお願ひします。

1 4 番 (順位 1 番について議案書朗読及び補足説明)
議 長 ありがとうございます。第 2 号議案の説明が終わりましたがご質問、ご意見がありましたら承ります。

(発言なし)

議 長 ご質問、ご意見はありませんか。

(発言なし)

議 長 なければ採決いたします。第 2 号議案、農地転用事業計画変更承認申請書審議については許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 2 号議案、農地転用事業計画変更承認申請書審議については、許可相当とすることに決定します。

日程第 4、第 3 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請書の審議についてを議題とします。各地区委員長より説明を頂き、審議してまいりますので、よろしくお願ひいたします。それでは亙理地区副委員長お願ひします。

1 1 番 (順位 1 番について議案書朗読及び補足説明)
議 長 ありがとうございます。続いて荒浜地区委員長さんお願ひします。

1 4 番 (順位 2 番について議案書朗読及び補足説明)
議 長 ありがとうございます。次に吉田地区委員長さんお願ひします。

1 番 (順位 3 番について議案書朗読及び補足説明)
議 長 ありがとうございます。最後に逢隈地区委員長さんお願ひします。

6 番 (順位 4 番から順位 6 番について議案書朗読及び補足説明)
議 長 ありがとうございます。第 3 号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見ありましたら承ります。

(発言なし)

議 長 ご質問、ご意見はありませんか。

(発言なし)

議 長 なければ採決いたします。第 3 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請書審議については、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請書審議については許可相当とすることに決定します。

日程第5、第4号議案、非農地証明願いについてを議題とします。地区委員長より説明を頂き、審議してまいりますので、よろしく願いいたします。それでは逢隈地区委員長さんお願いします。

6番 (順位1番から順位2番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第4号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見ありましたら承ります。

(発言なし)

議長 ご質問、ご意見はありませんか。

(発言なし)

議長 なければ採決いたします。第4号議案、非農地証明願いについては、承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第4号議案、非農地証明願いについては承認することに決定します。

日程第6。第5号議案、農地法第3条の規定による許可書の訂正願いについてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

浅井班長 第5号議案の農地法第3条の規定による許可書の訂正願いについてです。この件については、平成31年3月22日に亘農委指令第443号で使用貸借権の設定で許可されています。今回訂正する事項は、使用貸借権設定から地上権設定に訂正するものです。

このことについては、3条許可後に令和元年5月10日付けで営農型発電設備を目的として5条申請が出ている案件です。今回、営農型発電設備の設置についての農地法第3条の許可の取り扱いについては、設置者と営農者が異なる場合、5条許可に係る申請と民法第269条2項1号の地上権又はこれと内容を同じくする他の権利設定するための3条許可申請は同時にするものとされています。このことについては農林水産省より通知が来ており、これに合わせ期間20年とされているが、地上権設定の期間に合わせ訂正するものです。期限が令和12年1月5日となっているのは、令和2年1月6日の許可日から10年としたことによります。

議長 ありがとうございます。第5号議案の説明が終わりましたが、ご質

問、ご意見がありましたら承ります。

6 番 賃貸借設定を地上権設定に切り替えるというものですか。

浅井班長 はい。

議 長 6 番、よろしいですか。

6 番 はい。

議 長 他にありませんか。

2 6 番 譲渡人は譲受人の役員となっているが、3 条申請書では譲渡人職業は無職となっているが、これでよいか。

議 長 事務局で説明します。

浅井班長 今回の許可訂正の件は、使用貸借と地上権設定であり、その件については当時見落としていたもの。

議 長 当時記載の内容については既に許可されたものであり、今回の議題は地上権設定に訂正するという内容を審議している旨をご理解願います。

2 6 番 解りました。

議 長 そのようにご理解願います。ほかにご質問、ご意見はありませんか。

(発言なし)

議 長 無ければ採決いたします。第 5 号議案、農地法第 3 条の規定による許可書の訂正願いについて、承認する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 5 号議案、農地法第 3 条の規定による許可書の訂正願いについては、承認することに決定します。

日程第 7、第 6 号議案、令和 2 年度第 5 号亘理町農用地利用集積計画案についてを議題とします。事務局より説明願います。

浅井班長 (議案書朗読により説明)

議 長 第 6 号議案について説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

(発言なし)

議 長 そのほかになければ採決に移ります。第 6 号議案、令和 2 年度第 5 号亘理町農用地利用集積計画案については、原案のとおり承認する事に異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 6 号議案、令和 2 年度第 5 号亘理町農用地利

用集積計画案については、原案どおり承認する事に決定いたします。
以上で議案審議は終了します。

その他に入ります。委員及び推進委員の皆様から何かございませんか。

(発言なし)

議 長 なければ、事務局よりお願いします。

事務局長 事務局から報告事項2件、事務連絡が2件ございます。報告事項、農業経営改善計画認定農家については、お手元に配布した資料のとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

その他、事務局長より農業委員会への女性委員の登用促進要請、農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集、市町村農業委員・農地利用最適化推進員研修会の開催について報告及び事務連絡があった。

以下、会長が閉会を宣言し、14番、職務代理者武澤文男委員が閉会の挨拶をして終了する。

閉会午後2時30分